

5月定例教育委員会会議

(議 案)

議案第 40 号

美祢市立小中学校管理規則の一部改正について

美祢市立小中学校管理規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 12 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 8 年 5 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

美祢市立小中学校管理規則の一部を改正する規則

美祢市立小中学校管理規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 31 条の見出しを「(共同学校事務室)」に改め、同条中「共同実施組織」を「共同学校事務室」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

議案第 41 号

美祢市立小中学校共同学校事務室の組織、運営及び事務処理に関する規則の制定について

美祢市立小中学校共同学校事務室の組織、運営及び事務処理に関する規則を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 5 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

美祢市立小中学校共同学校事務室の組織、運営及び事務処理に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 4、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 221 号）第 7 条の 2 及び美祢市立小中学校管理規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 12 号）第 31 条第 2 項の規定に基づき、共同学校事務室の組織、運営及び事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 美祢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校における事務処理業務について適正化及び効率化を図るため、共同学校事務室を設置し、共同学校事務室を構成する学校（以下「構成校」という。）を別表のとおり定める。

(構成員)

第 3 条 共同学校事務室の構成員は、別表に定める設置校及び構成校に配置する事務職員をもって充てる。

- 2 共同学校事務室に、室長及び室員を置く。
- 3 共同学校事務室に、副室長を置くことができる。
- 4 室長及び副室長は、対象学校の事務職員から教育委員会が任命する。
- 5 室長には、事務長又は主査等を充てる。
- 6 副室長には、主査又は事務主任等を充てる。
- 7 事務長は、各室長を統括する。なお、事務長は、室長を兼ねることができる。

(職務)

第 4 条 室長は、構成校の管理職と連携を図り、共同学校事務室の室務をつかさどるとともに、副室長及び室員に対し、指導監督する。

- 2 事務長は、各室長と連携を図り、業務計画書及び業務計画の実施状況調査書を作成するものとする。

- 3 副室長は、室長を補佐し共同事務を管理するとともに、室員を指導する。
- 4 副室長は、室長に事故があるときは、その職務を代理する。副室長を置かない共同学校事務室にあっては、室長のあらかじめ指定する室員がその職務を代理する。
- 5 室員は、室長及び副室長の指導を受け、共同事務を処理する。

(業務内容)

第5条 共同学校事務室において処理する業務（以下「共同事務」という。）は、構成する全ての学校に係る次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 美祢市立小中学校事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱（令和3年美祢市教育委員会訓令第4号）に規定する職務のうち、共同で処理することで適正化及び効率化を図ることができる業務
- (2) 教育委員会から委任を受けた業務
- (3) 事務職員の研修に関する業務
- (4) その他共同学校事務室で行うことが適当と認められる業務

(勤務)

第6条 構成員は、共同事務を分担し処理するものとする。

- 2 共同学校事務室の業務に係る執務は、原則として設置校で行う。なお、事務職員未配置校で事務支援を行う場合はこの限りではない。
- 3 構成員が設置校での勤務をする場合（設置校の事務職員を除く。）、それぞれの所属する学校（以下「本務校」という。）の校長は設置校への旅行命令等を行う。

(服務等)

第7条 共同学校事務室の事務職員の服務の監督は、当該事務職員の本務校の校長が行う。ただし、共同学校事務室に関する事務上の監督は、各共同学校事務室の設置校の校長が行う。

(文書の持出し)

第8条 共同事務を行うため学校が保有する文書等を持ち出すときは、あらかじめ、文書等を保有する学校の校長の承認を得なければならない。

(守秘義務)

第9条 構成員は、職務上知り得た児童生徒、教職員及び保護者等の個人情報の取扱いについて細心の注意を払い、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条に規定する守秘義務を厳守する。

- 2 児童生徒、保護者及び教職員等に係る個人情報の取扱いについては、美祢市個人情報保護法施行条例（令和5年美祢市条例第4号）に定めるところによる。

(共同学校事務室の運営)

第10条 共同学校事務室で行う個別の業務分担については、室長が別に定めるものとする。

(業務計画書の作成及び評価)

第11条 事務長は、各室長と連携を図り、年度初めに共同学校事務室業務計画書（以下「業務計画書」という。）を作成し、教育委員会に報告するものとする。

- 2 事務長は、業務計画書を変更する必要がある場合は、教育委員会に報告するものとする。

3 事務長は、各室長と連携を図り、業務計画の実施状況を評価し、教育委員会に報告するものとする。

(所管)

第12条 共同学校事務室の所管課は、教育委員会事務局学校教育課とする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、共同学校事務室の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

名称	設置校	構成校
大嶺地区共同学校事務室	大嶺小学校	大嶺小学校、麦川小学校、於福小学校、豊田前小学校、大嶺中学校
伊佐厚保地区共同学校事務室	厚保小学校	伊佐小学校、厚保小学校、伊佐中学校、厚保中学校
美東秋芳地区共同学校事務室	美東中学校	美東小学校、秋吉小学校、秋芳桂花小学校、美東中学校、秋芳中学校

美祢市共同学校事務室協議会設置要綱の制定について

美祢市共同学校事務室協議会設置要綱を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 5 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

美祢市共同学校事務室協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 美祢市の共同学校事務室の運営及び学校支援のあり方等を協議するため、共同学校事務室協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 美祢市教育委員会教育長
- (2) 美祢市教育委員会事務局長
- (3) 美祢市教育委員会事務局学校教育課長
- (4) 美祢市立小中学校校長
- (5) 美祢市立小中学校教頭
- (6) 美祢市立小中学校教務主任会を代表する者
- (7) 美祢市立小中学校事務職員
- (8) 美祢市教育委員会事務局学校教育課担当職員

2 協議会に会長及び副会長を置き、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 会長は教育長をもって充て、副会長は事務長の所属する学校(以下「拠点校」という。)の校長をもって充てる。
- (2) 会長は、協議会を代表し、その円滑な運営を図る。副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。

3 協議会は、必要に応じ会長が招集し、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 共同学校事務室の運営に関する事。
- (2) 共同学校事務室による効果的及び効率的な事務処理に関する事。
- (3) 共同学校事務室による学校の管理運営全般の支援に関する事。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、共同学校事務室に関する必要な事項に関する事。

4 協議会に事務局（以下「事務局」という。）を置く。

- (1) 事務局は、拠点校に置く。
- (2) 事務局に運営責任者を置く。

(3) 運営責任者は、拠点校の事務職員の中から会長が指名し、協議会の円滑な運営に努める。

(推進会議)

第3条 協議会に共同学校事務室推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。前条第3項の事項について会議を行い、共同学校事務室の推進に向けた計画及び方針の企画を行う。

2 推進会議は、事務長、運営責任者、各室長及び県指定の事務指導員をもって組織し、年4回程度開催する。

3 推進会議は、事務長が招集し、必要に応じて第2条第2号、第3号及び第8号に掲げる者及び拠点校の校長が参加する。

(共同学校事務室会)

第4条 協議会に共同学校事務室会（以下「事務室会」という。）を設置する。

2 事務室会の業務は、美祢市立小中学校事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱（令和3年美祢市教育委員会訓令第4号）に規定する職務のうち、事務室会で処理することで適正化及び効率化を図ることができる業務とする。

3 事務室会は、全ての事務職員をもって組織し、必要に応じて開催する。

4 事務室会の運営は、事務長の助言のもと運営責任者が行う。

5 運営責任者は、全ての共同学校事務室の職務を兼務する。

6 事務室会は、必要に応じて校長等が参加し、助言することができる。

(その他)

第5条 この訓令に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、その都度協議して定める。

附 則

この訓令は、令和8年6月1日から施行する。

議案第 43 号

美祢市立小中学校事務共同実施組織に関する規程の廃止について

美祢市立小中学校事務共同実施組織に関する規程(平成 25 年美祢市教育委員会訓令第 3 号)を次のとおり廃止するものとする。

令和 8 年 5 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

美祢市立小中学校事務共同実施組織に関する規程を廃止する訓令

美祢市立小中学校事務共同実施組織に関する規程(平成 25 年美祢市教育委員会訓令第 3 号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

議案第 44 号

美祢市立小中学校事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱の一部改正について

美祢市立小中学校事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱（令和 3 年美祢市教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 8 年 5 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

美祢市立小中学校事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱の一部を改正する訓令

美祢市立小中学校事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱（令和 3 年美祢市教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 事務全般の部職務の内容の欄中「事務の共同実施」を「共同学校事務室」に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

美祢市公設塾ボランティア活動証明書交付要綱の制定について

美祢市公設塾ボランティア活動証明書交付要綱を次のとおり制定するものとする。

令和8年5月26日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

美祢市公設塾ボランティア活動証明書交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、美祢市が設置する公設塾における事業に対して、ボランティア活動に従事した者から申請があった場合における、証明書の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公設塾 美祢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管し、市内の児童生徒等に対し学習支援等の教育活動を行う施設又は事業をいう。
- (2) メンター等 公設塾において、児童生徒に対する学習指導、進路に関する相談対応その他の教育活動の支援に従事するボランティア（学生等）をいう。
- (3) 証明書 美祢市公設塾ボランティア活動証明書（別記様式第2号）をいう。

(対象となる活動)

第3条 証明の対象となる活動は、公設塾において、メンター等として従事したボランティア活動に限定する。

(申請期限)

第4条 証明書の交付を申請できる期間は、直近のボランティア活動を実施した日から起算して1年以内とする。

(申請の手続)

第5条 証明書の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「美祢市公設塾ボランティア活動証明申請書（別記様式第1号）」により、教育委員会に申請するものとする。

- 2 申請者は、前項の規定による申請を行う際、本人確認ができる書類を提示しなければならない。

(証明書の交付)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請の内容に不備がないと認めた場合は、美祢市教育長名により証明書を交付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、申請者が提出先（学校等）の指定する様式に

よる証明を希望し、かつ、その内容が適当であると認めるときは、当該指定様式への証明をもって前項の証明書の交付に代えることができる。

(交付手数料)

第7条 証明書の交付に係る手数料は、無料とする。

(再交付)

第8条 証明書の再交付は行わない。

2 紛失等により再度証明が必要な場合は、改めて第5条第1項で定める手続を行うものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年5月27日から施行し、令和8年5月1日から適用する。

議案第46号

美祢市温水プール管理員設置要綱の廃止について

美祢市温水プール管理員設置要綱（平成25年美祢市教育委員会訓令第6号）を次のとおり廃止するものとする。

令和8年5月26日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

美祢市温水プール管理員設置要綱を廃止する訓令

美祢市温水プール管理員設置要綱（平成25年美祢市教育委員会訓令第6号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和8年5月27日から施行する。

議案第 47 号

美祢市立麦川小学校統合協議会委員の委嘱について

下記の者を美祢市立麦川小学校統合協議会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 8 年 5 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 委員の任期 令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
藤本 博文	学校運営協議会 委員	第 1 号委員
波佐間多美枝	学校運営協議会 委員	第 1 号委員
羽根 一孝	麦川小地域連携推進協議会 会長	第 1 号委員
中本 晃	麦川元気クラブ 会長	第 1 号委員
内海 満夫	大嶺小学校 PTA 会長	第 2 号委員
井村 幸恵	大嶺小学校 PTA 副会長	第 2 号委員
沓野 正臣	麦川小学校育友会 会長	第 2 号委員
山村 正明	麦川小学校育友会	第 2 号委員
山本 健作	美祢市立大嶺小学校 校長	第 3 号委員
山縣 利恵	美祢市立大嶺小学校 教頭	第 3 号委員
西村 雅美	美祢市立麦川小学校 校長	第 3 号委員
嶋崙 敬子	美祢市立麦川小学校 教頭	第 3 号委員

議案第 48 号

美祢市生涯学習のまちづくり推進協議会委員の委嘱について

下記の者を美祢市生涯学習のまちづくり推進協議会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 8 年 5 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 委員の任期 委嘱日から令和 10 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
中村 保義	生涯学習のまちづくり岩永地区推進協議会	